

Legal Networks

09

『最低賃金改定の時期が近づいてきました...』

毎年10月に“最低賃金”が改定されます。

最低賃金とは、都道府県ごとに決められる賃金の時間単価額のこと、使用者は最低賃金額以上の賃金の支払いが義務づけられています。

このほど、中央最低賃金審議会で最低賃金の改定目安が公表されました。

ランク別の引き上げ額は、Aランク（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪）26円、Bランク（茨城など11府県）25円、Cランク（北海道など14道県）、24円、Dランク（青森など16県）22円となっており、2年連続ですべてのランクで20円を超えています。

全国加重平均は25円となっており、平成14年度以降で最高の引き上げ額になる見込みです。（2年連続の最高引き上げ額目安の公表となりました。）

2017.10～

東京	神奈川	埼玉
¥958	¥956	¥871

今回は昨年と同様に最高の引き上げ幅になっております。

最低賃金以上の賃金を支払わない場合、罰則の適用がありますので、自社の従業員様の時間給をご確認していただくことをお勧めします。

『4～6月に残業代が多いと 1年間の社会保険料が高くなる？』 ～社会保険料のしくみ～

みなさまは、年度初め（4～6月）の残業代が多いと1年間の社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）が高くなるということを耳にしたことはありませんか？

実はこの話はホントです。

年度末から年度初めにかけて業務が忙しくなり、残業代が増えるというのはよくあることですが、これにより算定基礎届（社会保険料算定のための年に一度の手続き）によって改定される社会保険料（9月適用）は高く決定されます。

算定基礎届では、4・5・6月に支給した個人ごとの給与額を提出します。3ヶ月の給与の平均額から保険料を算定し、9月以降に適用したあとは、一部例外を除き、通常その後の1年間ずっと適用され続けます。

社会保険料はその月単一の給与額と連動しているわけではないのです。

算定基礎届で届け出る給与は以下のものが含まれます。

- 基本給、役職手当、職務手当など
- 残業手当、休日出勤手当
- 通勤手当
- 家族手当、住宅手当、現物の社宅の利益など
- インセンティブ、決算手当など

出張旅費などの実費弁償的なものは除かれますが、ほぼすべての報酬と言えます。

ですので、残業代だけでなく特別にその月だけに支給する手当などが年度初めに集中すると、毎月決まった額を支給する月給は上がっていても、社会保険料は上がったまま1年間かかり続けるという現象が生じます。

一度上がってしまった社会保険料が1年後の算定基礎届を待たずに下がるのは、固定的賃金（毎月決まった額の手当）が下がり、かつ著しく下がった場合（標準報酬月額等級が2等級以上下がる）です。降給や引越による通勤手当減少によって給与が著しく下がった場合などが該当しますが、あまり起こりえることはありません。

簡単な説明ですが、以上が社会保険料が決定されるしくみです。ご参考になさってください。

9月の労務管理スケジュール



労務

9/1～9/30
8月分の社会保険料の納付

税務

9/1～9/10
8月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

労務

- ・厚生年金保険料率の変更（9月改定、10月納付分から変更）
- ・算定基礎届提出後の社会保険標準報酬月額を適用（9月改定、10月納付分から変更）



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

TEL:03-6403-0861